

令和 3 年 8 月 1 日

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 3 年 9 月 1 日～令和 7 年 8 月 31 日までの 4 年間

2. 内容

目標 1

男女ともに平均勤続年数を 10%以上長くする。

【対策】

- 令和 3 年 9 月 一般事業主行動計画の策定・公表
- 令和 3 年 9 月～ 利用可能な両立支援に係る規程の積極的広報
- 令和 4 年 2 月～ 毎年、状況把握と新たな取り組み検討

目標 2

男性の育児休業を計画期間内に 1 人以上取得する

【対策】

- 令和 3 年 9 月 育児休業対象の職員のための相談窓口を開設
- 令和 3 年 9 月～ 相談窓口の利用促進を継続的に働きかける

以上